

千葉の労働関係情報誌

労政ちば

TOPICS

働き方の改革が少子化の流れを変える！
 全国リレーシンポジウム 千葉県で開催！！
 千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定



官民連携子育て支援推進フォーラム 全国リレーシンポジウム

千葉県

働き方の改革が 少子化の流れを変える！

平成19年2月1日(木) ぱ・る・るプラザ千葉 (JR千葉駅東口から徒歩5分)

午前の部 分科会 10:30~12:00

午後の部 シンポジウム 13:15~16:30

少子化の流れを変えるためには、企業や地域における子育て支援の一層の推進を図ることが必要です。仕事と子育ての両立支援やライフステージにあわせた「働き方」への改革が可能となる社会の実現にむけて、企業・勤労者・県民・行政が共に考え、社会全体の意識や行動の改革を進めていくために開催します。



詳細については次頁をご覧ください。

INDEX

TOPICS	1
全国リレーシンポジウムプログラム	2
最低賃金・産業別最低賃金改正決定	3
大好評！グループワーキング	4

まだ、一般事業主行動計画を策定していない事業主の皆様へ	6
ご利用下さい！	8
千葉県労働委員会だより	9
募集します！	10
労働相談Q & A	12

No.511

1

jan 2007

官民連携子育て推進支援
全国リレーシンポジウムについてご案内します！

参加無料

分科会
定員各30名
シンポジウム
定員400名
(申込先着順)

プログラム

分科会
(事例研究会)

10:30~12:00
(開場10:00)

分科会 1

中小企業ならではの強みを活かした仕事と
子育ての両立支援 ~ゆとりを持って仕事も子育ても~

分科会 2

子どもの笑顔がはじける地域づくり・企業ができること
~地域における子育て支援 自治体の子育て支援事業との連携~

主催者挨拶

平沢勝栄[内閣府副大臣] 堂本暁子[千葉県知事]

基調講演

ワーク・ライフ・バランス社会の
実現に向けて 大戸武元[(株)ニチレイ代表取締役会長]

パネル
ディスカッション

働き方改革 ~子育て支援と企業の生産性維持・向上のために~

[パネリスト]

黒河 悟[連合千葉会長]
堂本暁子[千葉県知事]

竹山 正[(株)千葉銀行取締役頭取]
広浜泰久[(株)ヒロハマ代表取締役社長]

[コーディネーター]

鹿嶋 敬[実践女子大学教授]

(敬称略・五十音順)

シンポジウム

13:15~16:30
(開場12:30)

申込方法

住所・氏名・所属(部署)・性別・その他必要事項をご記入のうえ、ファックスまたはEメールにて下記までお申込みください。

申込・問合せ先

千葉県雇用労働課
「官民連携子育て支援推進フォーラム」係

電話 043-223-2741(平日9:00~17:00)
ファックス 043-221-1180

千葉県児童家庭課
「官民連携子育て支援推進フォーラム」係

電話 043-223-2317(平日9:00~17:00)
ファックス 043-224-4085

(財)社会経済生産性本部 社会労働部
「官民連携子育て支援推進フォーラム」係

電話 03-3409-1121(平日9:30~17:30)
ファックス 03-3409-1007

ホームページ <http://www.jpc-sed.or.jp/lrw/>
Eメール slr-info@jpc-sed.or.jp

応募締切

平成19年1月26日(金) 参加者には参加証をお送りします。

● 託児は1歳半~就学前が対象です。(無料・要予約・先着30名) ● 手話通訳をご希望の方は、申込時にお申し出ください。

主催

内閣府、千葉県、(財)社会経済生産性本部

後援

千葉県商工会議所連合会・千葉県商工会連合会・千葉県中小企業団体中央会・千葉県経済同友会・千葉県経営者協会・
千葉県中小企業家同友会・日本労働組合総連合会千葉県連合会・千葉県生産性本部

協賛

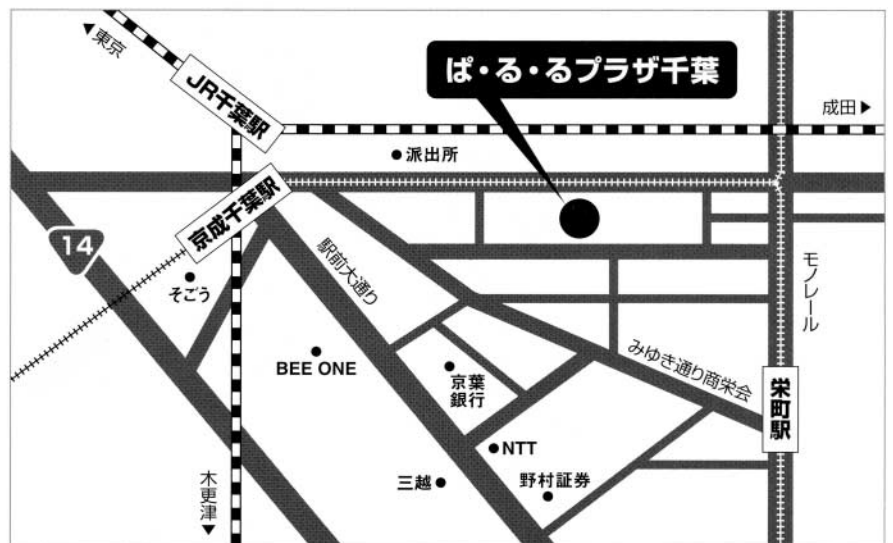
千葉県保育協議会、次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議

【会場アクセス】

ぱ・る・るプラザ千葉

〒260-0015 千葉市中央区富士見1-3-2

- JR千葉駅東口より徒歩5分
- 千葉都市モノレール栄町駅より徒歩2分



【個人情報の取扱いについて】

- 参加申込によりご提供いただいた個人情報は、社会経済生産性本部の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。なお、当本部個人情報保護方針の内容については、当本部ホームページ(<http://www.jpc-sed.or.jp/>)をご参照願います。参加される皆様におかれましては、内容をご確認、ご理解の上、お申し出いただきますようお願いいたします。
- 個人情報は、「官民連携子育て支援推進フォーラム」の事業実施に関わる資料等の作成のために利用し、法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。
- 本案内記載事項の無断転載をお断りします。

千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定のお知らせ

千葉労働局労働基準部賃金室

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が下記のとおり改正されました。発効日からは改正後の最低賃金額以上の賃金としなければなりません。

最低賃金一覧表

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について	
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	687	18.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、産業別最低賃金が設定されている産業のすべての労働者及びその使用者は、該当する産業別最低賃金が適用されます。	
産 業 別 最 低 賃 金	調味料製造業 (味素製造業を除く。)	775	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	806	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	一般機械器具製造業 (事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。)	794	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行うかす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスクングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め又はレットルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ずる軽易な業務
	電気機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。)	791	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端未処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業			
	精密機械器具製造業	776	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 〔注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所〕	756	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ
	自動車（新車）小売業	786	18.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ

支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は除きます。

お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄りの下記労働基準監督署にお尋ね下さい。

千葉労働基準監督署 043-241-8383 船橋労働基準監督署 047-431-0181 柏労働基準監督署 04-7163-0245
 銚子労働基準監督署 0479-22-8100 木更津労働基準監督署 0438-22-6165 茂原労働基準監督署 0475-22-4551
 成田労働基準監督署 0476-22-5666 東金労働基準監督署 0475-52-4358

千葉労働局ホームページ <http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>
 24時間テレホンサービス TEL 043-221-4700

子育てお母さん再就職支援センター グループワーキング（内閣府「再チャレンジ支援地域モデル事業」）

8月から子育てお母さん再就職支援センターで開催され、大変ご好評いただいているグループワーキング（内閣府「再チャレンジ支援地域モデル事業」）では、就職や起業などの再チャレンジに向けて基礎的な知識を学んだり、企業の人事担当者との意見交換などを行い、再就職までの足がかりをつかんでいただきたいと思います。今回は、第3回のワーキングに参加された受講者の方々からいただいた感想をご紹介します。

1日目 自分探し編（オリエンテーション）

（有）キャリアステージ 代表取締役 千代田真紀 先生

- ・久々に社会の風を感じることができた。子育てで固くなっていた脳を柔らかくして、次回に備えたいと思います。
- ・とても参考になりました。働きたいという気持ちはありつつも、腰が重くなっている自分にとって、働きたいという意欲がわきました。自分はどの働いたらいいのか、ということを見つけることを目標に頑張りたいと思います。

2日目 自分探し編（グループワーキング）

（有）キャリアステージ 代表取締役 千代田真紀 先生

- ・本日は、意見交換が多く、みんなの色々な考え方を聞くことができ、大変楽しく参考になりました。子どもから離れて、ゆっくりと自分を振り返ることができて良かったです。
- ・皆さんの経験談を聞くことができ、とても良い刺激になりました。仕事を探す上で、今、自分が何を一番重要としているかを改めて確認できました。

3日目 事例研究編（成功事例の研究） “社員いきいき！元気な会社” 宣言企業

（株）アクティブブレインズ 代表取締役 平山喬恵 先生

- ・今まで、なかなか行動を起こせなかったのですが、「このセミナーに参加しているだけでも、一つステップアップできている。」という先生のお話を聞いて、目標に向かって一つずつやっっていこうと思いました。
- ・皆さんの目標や考えを聞くことができ、参考になりました。また、先生のお話を聞き、子育て中でもあきらめず、何ができるかを考えて働くという気持ちが大切だと思いました。

4日目 事例研究編（企業研究） “社員いきいき！元気な会社” 宣言企業

企業見学（子育てお母さんを応援する企業に訪問）（株）千葉興業銀行 「子育てお母さん応援講座」

- ・現場の生の声、様子を感じることができて良かったです。
- ・仕事と子育てを両立している女性スタッフのお話は、とても良かったです。「考える前に、まずやってみる！」そんな気持ちになれました。ありがとうございました。

5日目 就職準備編（税金・法律）

「働く女性にとって重要な税金・法律等について」 再就職支援コンサルタント 鈴木義久 先生

- ・法律は、知らないと思いをしました。ただ仕事を探すというのではなく、税金や法律のことも考えながら探さなければいけないと改めて思いました。
- ・103万円、130万円の壁等、耳にしたことのある言葉をグラフでわかり易く説明していただき、大変勉強になりました。

6日目 就職準備編（応募書類作成）

（有）キャリアステージ 代表取締役 千代田真紀 先生

- ・封筒の書き方など、わかっているつもりのもので間違っていて、とても勉強になりました。セミナーに参加していると就職する意欲が出るし、みんなの意見が聞けて、良い刺激が受けられます。
- ・有意義な時間を過ごしました。毎回参加すると、明日からではなく、「今日から頑張ろう！」って気になります。

7日目 就職準備編（面接練習）

（有）キャリアステージ 代表取締役 千代田真紀 先生

- ・面接のマナーの勉強は、新鮮さを覚えました。人に好印象をもていただくために、今からでも自分を磨いていけたらと思っています。
- ・自分の生活の中で、マナーを意識しないで行動していることが多いと、つくづく思い知らされました。

8日目 まとめ（再チャレンジプラン発表）

（有）キャリアステージ 代表取締役 千代田真紀 先生

- ・発表は、大変緊張しましたが、自分の意見を伝える練習ができ良かったです。また、周りの方のキャッチコピーや今後の目標を聞き、勉強になりました。そして、千代田先生が一人ひとりにアドバイスされるお話も大変参考になりました。
- ・8日間、無事に受講することができました。最後のセミナーだったので、少しさみしい気がしました。セミナーに参加して自分の考えが前向きになり、行動に移せたことは有意義でした。



ビジネスマナー、
まずは挨拶の練習から ...

（7日目）千代田先生の講義の様子



まだ 一般事業主行動計画を策定していない 事業主の皆様へ

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画（以下、行動計画）」を策定することになっています。まだ、策定していない事業主の方は、策定した旨を都道府県労働局に届け出てください。

「一般事業主行動計画」策定のポイント

行動計画の例

1. 計画期間（例）

平成19年4月1日～

平成21年3月31日までの2年間

2. 内 容

例

目 標

例 子どもの出生時に
父親が取得できる制度を導入

対 策

年 月～ 従業員の意見を聴いて制度内容を
検討する

年 月～ 制度を導入して従業員に周知する

例

目 標

例 所定外労働を削減するため
ノー残業デーを拡充

対 策

年 月～ 所定外労働時間の現状を把握する

年 月～ 各部所でノー残業デーの計画を作
成し周知する

計画期間は2～5年間

目標はいくつ設定してもかまいません。育児・介護休業法等の関係法令で定められている最低基準を少しでも上回る基準として下さい。

行動計画策定の届出

雇用均等室に策定した旨を届出て下さい

（届出用紙：「一般事業主行動計画策定・変更届」）

認定を受けて 企業の イメージアップをはかりましょう！

行動計画を策定し、一定の要件を満たす場合には、都道府県労働局長に「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認定されます。

認定を受けると下記マークを利用できます。このマークを求人広告、自社製品やその広告、企業の封筒や名刺などにつけ「働きがいのある企業」「従業員を大事にする企業」であることを、対外的にアピールしましょう！



認定を受けるには

計画期間が満了し、目標を達成し、認定基準を満たした際は認定手続きを行いましょう。

認定を受けるためには

次の8項目の基準を満たす必要があります。

認定基準1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

認定基準2 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること。

認定基準3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。

認定基準4, 5 男性の育児休業取得者があり、かつ、女性の育児休業取得率が70%以上であること。

認定基準6 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。

認定基準 7 次の から のいずれかを実施していること。

- 所定外労働削減の措置
- 年次有給休暇取得促進措置
- 働き方見直しのための労働条件整備のための措置

認定基準 8 法令違反のないこと

認定申請の届出

雇用均等室に認定申請書を提出して下さい
(届出用紙:「基準適合一般事業主認定申請書」)

『中小企業子育て支援助成金』を利用しましょう！(平成18年4月1日～)

子育て支援を行う中小企業に対する支援充実のため、初めて育児休業や育児のための短時間勤務制度を利用する従業員が出た中小企業事業主(従業員100人以下)に対して、支給されます。

【実施期間】

平成18年度から22年度までの5年間
(平成18年4月1日～23年3月31日)

【支給要件】

- 1 中小企業事業主(従業員100人以下)
- 2 次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局に届出ていること
- 3 労働協約または就業規則に育児休業、短時間勤務制度について規定していること
- 4 平成18年4月1日以降、初めての育児休業を取得した者または短時間勤務制度を利用した者が出たこと
- 5 対象となる労働者が以下を満たすこと

(1) 対象となる育児休業取得者

1歳までの子を養育するため平成18年4月1日以降、6ヶ月以上育児休業を取得し、職場復帰後6ヶ月以上継続して雇用されていること

(2) 対象となる育児短時間勤務適用者

平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6ヶ月以上次のいずれかの制度を利用したこと

ア 1日の所定労働時間を短縮する制度

1日の所定労働時間が7時間以上の者に1日の所定労働時間を1時間以上短縮したこと。

イ 週または月の所定労働時間を短縮する制度

1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者に1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮したこと。

ウ 週または月の所定労働日数を短縮する制度

1週当たりの所定労働日数が5日以上の人に、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮したこと。

- 6 対象となる育児休業取得者を子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。育児短時間勤務適用開始日まで「雇用保険の一般被保険者」として1年以上継続雇用していたこと。

【受給できる額】

1人目	育児休業.....	100万円
	短時間勤務...	利用期間に応じ60、80 または100万円
2人目	育児休業.....	60万円
	短時間勤務...	利用期間に応じ20、40 または60万円

【受給手続】

上記支給要件のすべてを満たした日の翌日から3ヶ月以内に、支給申請書に関係書類を添付の上、申請事業主の人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所(本社)の所在地を担当する**(財)21世紀職業財団地方事務所**に提出。支給申請は対象労働者が生じた事業所にかかわらず本社で行って下さい。

問合せ先

千葉労働局雇用均等室

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1

TEL: 043-221-2307

FAX: 043-221-2308

- 労働者の健康と生活に配慮した労働時間等の設定に向けて - 時短促進法から労働時間等設定改善法への改正

労働時間の短縮を促進するだけでなく、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善するための法律に改正されました。

平成18年4月1日から労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）が施行されています。この法律は、労使による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な取り組みを促進するための特別の措置を講じることを目的とするものです。

時短促進法

(H18.4.1改正法施行)

労働時間等設定改善法

法律名

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法

平成4年制定。

平成9年、平成13年に改正を行い、廃止期限を延長。

労働時間短縮推進計画（閣議決定）

全労働者一律の目標を設定

（年間総労働時間1800時間）

労働時間短縮推進委員会

労働時間短縮実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。

指定法人労働時間短縮支援センター

廃止期限：平成18年3月31日

法律名

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
労働時間等の設定

労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の労働時間等に関する事項を定めること

労働時間等設定改善指針（大臣定め）

・事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げるもの。

労働時間等設定改善委員会

一定の要件を満たす場合には、衛生委員会（安全衛生委員会）も同じ機能を持つものとして活用可。

労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。

指定法人労働時間短縮支援センター

公益法人改革の観点から、廃止

廃止期限

削除（恒久法化）

「労働時間等の設定等の改善」と労働時間等設定改善指針

「労働時間等」って？

労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇のことです。

「労働時間等の設定の改善」というのは？

労働時間等に関する事項の定め方を労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへ改善することです。

具体的にはどうということ？

労働者が心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備していくことです。

どうやって、労働時間等の設定の改善に取り組むの？

労使でよく話し合っ取り組んでください。その際、労働時間等設定改善指針の内容を参考にしてください。

詳しくは

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>

千葉県労働委員会だより

労働委員会は、労働者と使用者との間で起きた紛争が円満に解決するようお手伝いしています。

今月は、**争議行為の予告通知**について紹介します。

Q. 争議行為の予告通知とは？

A. 公益事業において、ストライキ、ロックアウトなどの争議行為を行う場合、県民の日常生活への影響が大きいことから、労働組合又は使用者は、事前に争議行為の予告を通知することが義務付けられています。なお、この通知を怠って争議行為を行うと、10万円以下の罰金を課せられる場合があります。

Q. 公益事業とは？

A. 次の事業であって、県民の日常生活に欠くことのできないものです。
 運輸事業（鉄道、路線バス、定期航空など）
 郵便、信書便、電気通信の事業
 水道、電気、ガスの供給の事業
 医療、公衆衛生の事業（病院、廃棄物処理業など）

Q. どこに通知するの？

A. 労働委員会と知事（県雇用労働課）に提出してください。なお、各県民センター県政情報課でも受付しています。

Q. いつまでに通知するの？

A. 争議行為を実施しようとする日の10日前（通知を提出した日と争議行為予定日を除いた中10日）までに通知することが必要です。例えば1月23日に争議行為を予定している場合、1月12日までに予告通知を提出してください。

< 記載例 >

* 要求書の写しや交渉経緯などを記載した書類もできるだけ添付してください。

	平成	年	月	日
千葉県労働委員会				
会長 櫻井 勇 様				
または				
千葉県知事 堂本暁子 様				
	労働組合			
	執行委員長			印
争議行為の予告通知について				
労働組合と 会社との間に発生した労働				
争議について、労働関係調整法第37条の規定により、				
次のとおり争議行為の予告をします。				
記				
1	目的	の要求貫徹のため		
2	日時	平成 年 月 日 時から問題解決まで		
3	場所	会社 市 町		
4	概要	上記記載の職場において、全組合員による		
		を実施する。		

< 問い合わせ先 >

労働委員会事務局 043-231-2131
 雇用労働課 043-223-2738

“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業募集中！

安心して子を産み、育てられる社会づくりには、職場での仕事と子育てが両立する働き方の実現が不可欠です。

千葉県では、育児休暇などの両立支援制度の普及や活用、男性社員の育児、家事への参加促進など、子を産み育てやすい社会づくりを進めるため、平成17年10月から「“社員いきいき！元気な会社” 宣言企業」を募集しています。

積極的な応募をお願いします。

【募集対象】

次のような取組みを一つでも行っている会社や、さらに充実させようとしている会社。
 社内では：子育て中の社員へのさまざまな配慮や女性が活躍しやすい配慮など
 地域社会では：子ども連れのお客様への配慮や学校のキャリア教育への協力など

【募集方法】

宣言しようとする会社が自ら届け出る場合と、市町村や団体（経済団体、労働組合）などからの推薦も受け付けます。

【問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課 043-223-2738

【その他】

URL = http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_rousei/tpgy/kban/sengenk1.html

賃金・退職金セミナーのご案内

§ テーマ §

「適格退職年金の移行問題について」

講師：福田 晋吾 氏

明治安田生命保険相互会社

総合法人業務部団体年金コンサルティンググループ
 グループマネジャー

- 日 時 平成19年2月8日（木）
14時00分から17時00分まで
- 場 所 千葉県教育会館 303会議室
千葉市中央区中央4-13-10
（TEL 043-227-6141）
（JR千葉駅より徒歩20分、モノレール葎川公園又は
県庁前駅より6分、京成千葉中央駅より10分）
- 参加対象 事業主、人事・労務担当者等100名
- 参加費用 無 料
- 主 催 千葉労働局
共 催 (社) 千葉県労働基準協会連合会
(社) 千葉県雇用開発協会
- お問合せ・申込先
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉労働局労働基準部賃金室
（TEL 043-221-2328 FAX 043-221-4408）
（申込みの締切りは、平成19年1月25日（木）まで）

募集します！

労働組合を結成又は解散したときにはご連絡を！
労働争議が発生したら届出・通知を！

1 労働組合を結成又は解散したとき

県では、県内全ての労働組合を対象に毎年その所在地や組合員数などを調査しておりますので、労働組合を結成した場合や解散した場合、移転したような場合には下記の雇用労働課又は県民センター県政情報課までご連絡をくださるようお願いいたします。

2 労働争議が発生したとき

争議行為の届出については、労働関係調整法第9条で定められています。

労働争議が発生したときは下記の雇用労働課又は県民センター県政情報課又は千葉県労働委員会（043-231-2131）に届け出をしてください。

内職者をお探しの事業所の方へ

千葉県では内職にかかる求人事業所の登録及び求職者へのあっせんなどの内職相談に応じています。

このところ、求職者が多く、あっせんできる事業所が少ない状況が続いています。

内職を希望する方をお探しの事業所の方は、下記の内職相談窓口にご連絡くださるようお願いいたします。

詳しくは、下記の相談窓口にてお問い合わせください。

内職相談窓口	電 話	担 当 区 域
葛南県民センター 県政情報課	047-424-8369	市川市、船橋市、 習志野市、八千代市、 浦安市
東葛飾県民センター 県政情報課	047-361-4089	松戸市、野田市、柏市、 流山市、我孫子市、 鎌ヶ谷市
北総県民センター 県政情報課	043-483-1439	成田市、佐倉市、 四街道市、八街市、 印西市、白井市、 富里市、印旛郡
〃 香取事務所	0478-54-1311	香取市、香取郡
〃 海匠事務所	0479-62-0261	銚子市、匝瑳市、旭市
東上総県民センター 県政情報課	0475-25-7830	茂原市、長生郡
〃 山武事務所	0475-54-0222	東金市、山武市、山武郡
〃 夷隅事務所	0470-82-2211	勝浦市、いすみ市、 夷隅郡
南房総県民センター 県政情報課	0438-23-4812	木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市
〃 安房事務所	0470-22-7111	館山市、鴨川市、 南房総市、安房郡
県庁雇用労働課	043-223-2741	千葉市、市原市

千葉県労働相談窓口をご利用下さい

千葉県労働相談センターでは、専門の相談員が賃金の不払い、解雇、労働時間・休日・休暇、出向、配置転換などの労働条件や雇用問題に関する事、労使関係に関する事等労働問題全般にわたる幅広い相談に応じています。

また、労働問題のうち民事関係の問題でお悩みの方のために弁護士による特別労働相談（要予約）を行っております。

相談は無料、プライバシーは厳守ですので、安心してご利用ください。

一般労働相談

毎週月～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）
・午前9時から午後5時まで（面接又は電話）
・午後5時から午後8時まで（電話）

特別労働相談

原則毎月第1・2・4金曜日
午後1時から4時弁護士による相談（面接予約制）

問い合わせ先

千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎2階）
千葉県労働相談センター
電話 043-223-2744

労働相談Q & A(P.12)も併せてご覧ください。

「労政ちば」を 無料で送付します！！

「労政ちば」の発送（無料）を希望する方は下記あてにご連絡ください。翌月より送付します。

また、社名の変更・会社の移転等で、お届け先の変更を希望される場合は下記へご連絡ください。

なお、その際、封筒の宛名下の記号（R - ）を併せてお知らせください。

連絡先

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県商工労働部雇用労働課 労働福祉室
TEL 043-223-2743
FAX 043-221-1180

ちば仕事プラザ各種講座 2・3月

ちば仕事プラザ(テクノピラミッド)は、千葉県の委託を受け、勤労者、求職者の方々をはじめ広く県民の皆様に多様な学習機会を提供しております。

テクノアカデミー講座(能力開発総合大学講座) 【申込方法】電話・FAX・Eメールでお申し込み下さい。

講座名	開講日・時間・受講料
閉講式及び記念講演 「何事も徹底してやる...花王の経営戦略」 講師 リそな銀行競争力向上委員会アドバイザー 花王株式会社元取締役 山田 重生 氏(2学部合同)	2/2(金) 13:30~15:00 3,000円

能力開発講座 【申込方法】電話でお申し込み下さい。(随時受付・先着順)

仕事に生きる実務能力養成講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
ファシリテーター養成講座	2/17, 24(土) 9:30~16:30	24名 13,000円
[起業家対象講座] 起業成功のための基礎知識獲得講座	3/10, 11(土・日) 10:00~16:00	30名 11,000円
話し方・コミュニケーション講座	3/11, 17(日・土) 9:30~16:30	24名 15,000円
[起業家対象講座] 労務の基礎知識獲得講座	3/17(土) 9:30~16:30	30名 8,000円

パソコン講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
エクセル基礎講座	2/18, 24, 25(日・土・日) 10:00~16:00	15名 15,600円

企業等受託講座 【申込方法】電話でお申し込み下さい。

企業や団体のニーズに応える講座をコーディネートします。

従業員の職業能力の開発・向上をお考えの事業主・団体の方々が必要としている各種教育訓練を、ご相談のうえ企画し実施します。個々の業種・業務形態に応じ「必要な時」「必要なテーマ」での研修訓練がすすめられ、従業員の自己啓発や職場の活性化にもつながります。

【会場・お問い合わせ・資料請求】

ちば仕事プラザ

〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10
TEL 043(274)7771
FAX 043(274)7775
HP <http://www.techpyra.jp/>
Eメール FJP40347@nifty.com

休館日 月曜・祝日

交通のご案内

- ・JR総武線・京成電鉄
「幕張本郷駅」からバス利用の場合
6番乗り場 京成バス学園循環(市町村アカデミー経由)で約10分
「市町村アカデミー」下車徒歩3分
- ・JR総武線「幕張駅」から徒歩25分
- ・JR京葉線「海浜幕張駅」から徒歩25分
- ・京成電鉄「幕張駅」から徒歩20分

駐車場 ・70台収容可能(無料)

訓練生募集のご案内

雇用・能力開発機構千葉職業能力開発促進センターでは、現在、4月から始まる職業訓練の受講生を募集しています。

技能・技術を身につけて再就職を目指す方は、是非、この機会をご利用ください。

概略については下記のとおりですが、詳細な点につきましては当センター訓練第1課(電話:043-422-4810)までお問合せください。

1 募集期間

平成19年1月12日(金)~2月16日(金)

2 募集科目

- 若年者対象コース(概ね35歳未満の方)
- ・生産システム技術科
一般対象コース(6ヶ月コース)
- ・CAD設計・加工技術科
- ・ドットネットWeb構築科
- ・建築CAD科

- ・ビル設備サービス科
- ・ビジネスワーク科
- ・Javaウェブ生産技術科
一般対象コース(3ヶ月コース)
- ・CAD技術科
- ・ビジネスアプリケーション科

3 応募方法

募集期間内に所定の「受講申込書」に必要事項記入し、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)に提出してください。

4 選考日

平成19年3月8日(木)(面接及び適性検査)

5 合格発表

平成19年3月16日(金)(本人宛郵送)

6 選考場所及び受講場所

千葉市稲毛区六方町274番地
独立行政法人 雇用・能力開発機構
千葉職業能力開発促進センター
TEL:043-422-4810 FAX:043-422-4896
<http://www.ehdo.go.jp/chiba/cnt-chiba/index.html>

労働相談 Q & A

労働相談は、「千葉県労働相談センター」へ

◎今月のQ & Aは、「退職・退職金」について、ご紹介します。

Q: 会社を退職しようと思うのですが、「辞められると仕事に支障が出るので認められない。それでも辞めるのなら1ヶ月の給与を罰金として払って辞めろ」と言われました。退職するにはどうしたらよいでしょうか。

A: 誰でも、「奴隷的拘束を受けたり、その意に反する苦役に服させることはできません（憲法18条）」、また誰でも、「職業選択の自由」を有しています。（憲法22条）

労働基準法でも、いわゆる足止めを禁止するため、「労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約を行ってはならない（労基法16条）」こととなっており、退職の自由が保障されています。

従って、退職するなら罰金を取るというのは、明らかに違法です。

退職したい人は、次の「Q: 退職手続き」に沿って退職すれば問題ありません。

会社は、基本的に退職を認めるとか認めないと言える立場にはないので、困ったときは労働基準監督署へ相談してください。

Q: 退職（辞職）の手続きに関して「期間の定めのない労働契約」と「期間の定めのある労働契約」では、どのように違うのでしょうか？

A: 退職に関して、労働基準法は何ら規定していません。従って

「期間の定めのない労働契約」の場合、円満な退職のためには就業規則の規定に則って手続きをするのが良いでしょう（通常1ヶ月前に申し出ること、という規定が多いようです）。

しかし、労働者の一方的解約としての意思表示は、合意解約の場合と異なり、労働者は2週間の予告期間をおけば、原則として理由なしに契約が解除できます（民法627条第1項）。

この場合、使用者の承諾は必要ありません。

「期間の定めのある労働契約（有期労働契約）」の場合は「やむを得ない事由」があるときに限り「直ちに契約の解除」をすることができます。

ただし、その事由が労働者の過失によって生じたときは、使用者に対して損害賠償を負担しなければならないこともあります（民法628条）。

なお、契約期間が1年を超えるものに限り契約の初日から1年を経過したとき以降は、申出により、いつでも退職できることになりました（労基法137条）。

Q: 退職金制度について教えてください。

A: 退職金（退職手当）は、特に法律によって支払いを義務付けられているわけではありません。支払うか支払わないかは、使用者の裁量に委ねられています。

正社員、パート、アルバイトともに、退職金について就業規則、労働契約、労働協約で支給しないと明示されていれば、支払われません。

退職金支給が明確に定められている場合は、使用者に支払義務があり、労働基準法上賃金として扱われます（労基法11条）。

退職金支払いについて

退職金について、就業規則等で支払期日を定めている場合は、その定めによります。特に定めがない場合で、退職金が労働基準法の賃金と認められれば、労基法23条第1項の規定に従い、使用者は労働者からの請求後7日以内に支払わなければなりません。

退職金の請求権は5年で、時効により消滅します（労基法115条）。

退職金共済制度について

中小企業には、中小企業退職金共済という特別の制度（国の助成あり）が設けられています。

勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（03-3436-0151）と契約を結び、事業主が毎月一定の掛金を納付しておけば、従業員が退職した際に、勤労者退職金共済機構が、従業員に直接、退職金を支払う制度です。

相談・問い合わせ先

千葉県労働相談センター（県庁本庁舎2階）
千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-2744

労働相談窓口のご案内については、P10をご覧ください。

